

# 郵送による国民健康保険喪失手続きのご案内

就職や扶養認定などにより勤務先等の新たな健康保険に加入した場合は、碧南市の国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。

市役所にお越しいただけない場合には、下記のとおり郵送での手続きを受け付けていますので、必ず手続きをお願いします。

## 【喪失手続きの方法】

- 1 必要書類
  - ・ 国民健康保険脱退申出書
  - ・ 記入者の身分証明証（免許証等の写真付の公的証明書）のコピー
  - ・ 勤務先等の新たな資格確認書、又は資格情報のお知らせのコピー（※手続きを行う方全員分）
  - ・ 碧南市の資格確認書（原本）（※お持ちの方のみ）
- 2 書類の送付先  
〒447-8601  
碧南市松本町28番地  
碧南市役所 国保年金課 国保年金係 資格担当行  
※ 必要書類を全て揃えたうえで、切手を貼り郵送してください。

## 【注意事項】

- 1 書類の記載不備及び添付書類不足がある場合には、喪失手続きを行えないため、書類を返送させていただきます。記入例や必要書類を確認のうえ、記載漏れ及び添付忘れのないようにご注意ください。
- 2 国民健康保険喪失に伴う保険税の変更については、脱退申出書が市役所に到着した翌月中旬に税額変更通知書を郵送しますのでご確認ください。
- 3 新たな健康保険に加入された後に、国民健康保険での受診がある場合は、速やかに医療機関へ連絡をしてください。  
医療機関との健康保険切替の調整がつかない場合は、後日碧南市より医療費の返還請求をさせていただきますので、返納してください。
- 4 自立支援医療（精神・更正）の医療費助成を受けている方は、別途保険変更の申請が必要となります。自立支援医療の保険変更手続きは郵送できませんので、該当の方は市役所福祉課にて必ず変更手続きをして下さい。
- 5 国民健康保険の喪失により、国民健康保険税の振替口座を解約もしくは変更したい場合は、別途市役所にて手続きが必要となりますのでご注意ください。

- ※ ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。
- |        |                  |
|--------|------------------|
| 問い合わせ先 | 碧南市役所 国保年金課国保年金係 |
| 電話番号   | 0566-95-9891（直通） |

## 国民健康保険脱退申出書

被 保 険 者	氏 名	生 年 月 日	続柄※	個人番号
		昭・平・令 年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		
	※ 新たな健康保険に加入された方全員についてご記入ください。			
		昭・平・令 年 月 日		

※世帯主から見た続柄をご記入ください。

新たな健康保険資格取得後に、国民健康保険での受診は  ありません  
※ 右欄へチェックをお願いします。  あります（下記のとおりです）

受診者	医療機関名	受診年月日
碧南一郎	碧南市民病院	令和 6年11月 1日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日

- 勤務先等の新たな健康保険に加入したため、国民健康保険の脱退を申し出ます。
- 福祉医療費受給者資格等の変更を申し出ます。  
（福祉医療費受給者証を交付されている場合のみ）
- 新たな健康保険への加入後の国民健康保険での受診状況について、上記のとおりであることを申し出ます。またその受診により、医療費の保険者負担分が発生する場合には、後国民健康保険からの請求により返還することを承諾します。

碧 南 市 長 殿

令和6年12月2日

申請者 住所 碧南市松本町28番地  
(世帯主)  
氏 名 碧南 太郎  
個人番号 1234567890

記入者氏名 碧南 一郎 続柄 子  
電話番号 090-1234-5678

※ 日中連絡可能な番号を記載してください。

(添付書類確認欄) ※確認のうえ、チェック欄への記入をお願いします。

- 1 記入者の身分証明書（免許証等の顔写真付の公的証明書）のコピー
- 2 新たに加入した健康保険組合の資格確認書、又は資格情報のお知らせのコピー（今回手続きを行う方全員分）
- 3 碧南市の国民健康保険資格確認書（原本）（※お持ちの方のみ）  
 資格確認書を紛失しました。 ※該当する場合はチェックしてください